

## 神奈川県資源管理方針の変更について

### 1 神奈川県資源管理方針

- ・ 令和 2 年 12 月 1 日付け策定

#### 【構成】



### 2 神奈川県資源管理方針の変更

#### (1) くろまぐろ（小型魚）

- ・ これまで、くろまぐろ TAC 計画において『通常時、1.5 キロマグロ未満のくろまぐろを再放流する』と規定していたが、同計画は廃止されることから、この規定を神奈川県資源管理方針の別紙 1 - 1 に追加する（別紙 1 参照）。
- ・ 小型魚は四半期管理であるが、資源管理方針の別紙 1 - 1 においては、漁獲可能量が『周年（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）』と規定してあることから（別紙 1）、これを四半期に分ける必要がある。

#### (2) するめいか

- ・ するめいかの新たな資源管理が令和 3 年 4 月 1 日から始まる。
- ・ 本県には令和 3 年 2 月 8 日付け農林水産大臣より「現行水準」が配分された（別紙 2 参照）。
 

※ これまで、漁獲実績が 100 トン未満の魚種では漁獲可能量の配分が行われな  
いたため、本県ではするめいかの数量配分がなかった。

※ しかしながら、新たな資源管理制度においては、1 トン以上の漁獲実績があ  
る魚種について漁獲可能量が配分されることになった。
- ・ このことから、するめいかに関する具体的な資源管理方針を、神奈川県資源管理方針の別紙 1 - 5 として追加する（別紙 3 参照）。

### 3 今後の手続き

- ・ 3 月末 : 海区委員会において諮問（漁業法第 14 条第 4 項）
- ・ 3 月末 : 農林水産大臣の承認（同 法第 14 条第 5 項）
- ・ 4 月 1 日 : 公表（同 法第 14 条第 6 項）

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 神奈川県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

神奈川県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業(定置漁業(法第60条第3項、神奈川県漁業調整規則(令和2年神奈川県規則第91号。)第5条第4号に掲げる漁業及び第2種共同漁業権に基づく小型定置漁業のうち特に知事が認めたものに限る。以下同じ。)を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年(4月1日から翌年3月31日まで)

要修正

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限等は、別に定める。

2 神奈川県くろまぐろ(小型魚)定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年(4月1日から翌年3月31日まで)

要修正

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限等は、別に定める。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、9割を直近10年間の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りの1割を本県の留保枠とする。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、神奈川海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

1.5キログラム未満のくろまぐろを採捕した場合は再放流する。

追加

2水管第 2335 号  
令和 3 年 2 月 8 日

神奈川県知事 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
すけとうだら太平洋系群			
すけとうだら日本海北部系群			
すけとうだらオホーツク海南部			
すけとうだら根室海峡			
するめいか	現行水準	0.06	50 トン未満



## 《神奈川県資源管理方針の別紙 1 - 5 の追加案》

(別紙 1 - 5)

## 第 1 特定水産資源

するめいか

## 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

神奈川県するめいか漁業

## (1) 当該知事管理区分を構成する事項

## ① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

## ② 対象とする漁業

神奈川県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業

## ③ 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、管理年度終わりの翌月の末日まで、もしくは別に定める期限とする。

## 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を神奈川県するめいか漁業に配分する。

## 第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

対象とする漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業	31ヶ統
一本釣り漁業	908隻